

## 町営建設工事の発注の見通しの公表に関する要領

平成13年9月28日告示第38号

改正

平成23年4月1日告示第29号

平成28年10月1日告示第174号

(趣旨)

第1 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）第7条の規定による町営建設工事の発注の見通しに関する事項の公表（以下「発注の見通しの公表」という。）の実施に関し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(発注の見通しの公表)

第2 法第7条第1項の規定による公表は、毎年度4月1日以後遅滞なく行うものとする。

2 法第7条第2項の規定による公表は、毎年度10月1日を目途として、行うものとする。

(公表の方法)

第3 第2に規定する公表は、町営建設工事発注見通し調書（様式第1号。以下「発注見通し調書」という。）を閲覧に供することにより行うものとする。

2 発注見通し調書は、公表した年度の3月31日まで閲覧に供するものとする。

(閲覧の方法等)

第4 第3第1項の閲覧を希望する者（以下「閲覧希望者」という。）は、山田町役場町民ホール情報公開コーナー（以下「情報公開コーナー」という。）又は山田町のホームページにおいて閲覧するものとする。

2 閲覧希望者は、情報公開コーナーにおいて閲覧を行おうとするときは、山田町の休日に関する条例（平成2年山田町条例第4号）に規定する町の休日でない日に行うものとし、その閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。この場合において、閲覧希望者は、町営建設工事発注見通し調書閲覧台帳（様式第2号）に住所及び氏名を記入して閲覧するものとする。

前 文（抄）（平成 23 年 4 月 1 日告示第 29 号）  
平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は平成 28 年 10 月 1 日から施行する。



